

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(ハートビル法)の概要

(H6.9施行、H15.4改正法施行)

1. 特別特定建築物の新築時等の基準適合義務

特別特定建築物について一定規模以上の新築等を行う者は、バリアフリーに関する基準（利用円滑化基準）に適合させなければならない。

【特別特定建築物】

- ・不特定かつ多数の者が利用する百貨店、劇場、ホテル等
- ・主として高齢者、身体障害者等が利用する老人ホーム等

【一定規模以上の新築等】

建築工事をする床面積の合計が2,000㎡以上となる新築、増築等

*特別特定建築物を維持保全する者も同様に適合させなければならない。

*対象とする建築物の用途、規模や利用円滑化基準の内容について、地方公共団体の条例により強化可能

2. 特定建築物の新築時等の基準適合努力義務

以下の要件に該当する者は、利用円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう務めなければならない。

- ①特定建築物（多数の者が利用する学校、事務所等）の建築等を行う者
- ②特定建築物の出入口、廊下、階段、便所等の修繕又は模様替を行う者

3. 誘導基準に適合する特定建築物の新築等の計画認定と特例措置

国が定めるバリアフリーに関する誘導すべき基準（利用円滑化誘導基準）を満たす特定建築物の新築等をしようとする者は、所管行政庁による計画の認定を受けることにより、一定の特例措置を受けることができる。

○計画認定を受けた建築物に対する特例等

- ・容積率の特例
- ・認定マークの表示

○関連する支援制度

- ・税制：所得税・法人税の割増償却（10%、5年間）
- ・低利融資（日本政策投資銀行等）
- ・補助制度（人にやさしいまちづくり事業）

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律の基本的枠組み

基本方針（主務大臣）

- ・ 移動円滑化の意義及び目標
- ・ 移動円滑化のために公共交通事業者が講ずべき措置に関する基本的事項等
- ・ 市町村が作成する基本構想の指針

公共交通事業者が講ずべき措置

新設の旅客施設、車両についての公共交通事業者の義務

（旅客施設を新設する際の基準適合義務）

- ・ エレベーター、エスカレーターの設置
- ・ 誘導警告ブロックの敷設
- ・ トイレを設置する場合の身体障害者用トイレの設置

（車両を導入する際の基準適合義務）

- ・ 鉄道車両の車椅子スペースの確保
- ・ 鉄道車両の視覚案内情報装置の設置
- ・ 低床バスの導入
- ・ 航空機座席の可動式肘掛けの装着

既設の旅客施設、車両についての公共交通事業者の努力義務

重点整備地区におけるバリアフリー化の重点的・一体的な推進

基本構想（市町村）

- ・ 駅等の旅客施設及びその周辺の地区を重点的に整備すべき地区として指定
- ・ 旅客施設、道路、駅前広場等について、移動円滑化のための事業に関する基本的事項

公共交通特定事業

- ・ 公共交通事業者が基本構想に沿って事業計画を作成し、事業を実施

道路特定事業

- ・ 道路管理者が基本構想に沿って事業計画を作成し、事業を実施

交通安全特定事業

- ・ 都道府県公安委員会が基本構想に沿って事業計画を作成し、事業を実施

その他の事業

- ・ 駅前広場、通路等一般交通の用に供する施設について必要な措置
- ・ 駐車場、公園等の整備等

支援措置

- ・ 各種補助金の交付
- ・ 地方公共団体が助成を行う場合の地方債の特例
- ・ 固定資産税等課税の特例